

令和 3 年 3 月 2 6 日南相馬市規則第 6 号
改正 令和 4 年 8 月 2 日南相馬市規則第 3 4 号

南相馬市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条
例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南相馬市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（令和 3 年南相馬市条例第 1 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(避難行動要支援者の登録)

第 3 条 市長は、南相馬市地域防災計画に規定する避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲に該当する次に掲げる者のうち、避難行動要支援者である者を避難行動要支援者名簿に登録するものとする。

- (1) 介護保険の要介護 3 以上の認定を受けている者
- (2) 身体障がい者（身体障害者手帳を所持している者）
- (3) 知的障がい者（療育手帳を所持している者）
- (4) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳を所持している者）
- (5) 難病患者
- (6) 常に特別の医療などを必要とする在宅で療養している者
- (7) 乳幼児
- (8) 妊産婦
- (9) 外国人
- (10) その他市長が特に認める者

2 市長は、前項各号に掲げる者が避難行動要支援者に該当するかどうかの確認を行う場合において、前項各号に掲げる者に対し必要な書類の提出を求めることができるものとする。

(避難行動要支援者名簿の記載事項)

第 4 条 避難行動要支援者名簿には、災害対策基本法（昭和 3 6 年第 2 2 3 号）第 4 9 条の 1 0 第 2 項の規定により、避難行動要支

援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

2 市長は、避難行動要支援者名簿の記載事項について、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(名簿登録等の申請)

第5条 第3条第1項第10号に規定するその他市長が特に認める者として登録を希望する者は、避難行動要支援者又はその代理人（以下「避難行動要支援者等」という。）が、避難行動要支援者名簿情報登録申請書（様式第1号）を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届け出を受けた場合は、これを審査し、避難行動要支援者名簿に登録するものとする。

3 前項の規定により名簿に登録された者が、避難支援等を要しなくなった場合は、避難行動要支援者等が、市長へ避難行動要支援者名簿情報抹消届出書（様式第2号）を提出するものとする。

4 市長は、前項の申請内容を認めた場合及び名簿に登録された者が死亡し、又は市外へ転出した場合は、避難行動要支援者名簿から抹消するものとする。

(名簿情報の変更)

第6条 避難行動要支援者等は、名簿に登録された名簿情報に変更が生じたときは、市長へ避難行動要支援者名簿情報記載内容変更届出書（様式第3号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の申請内容を認めた場合は、当該内容に従い、名簿情報を変更するものとする。

(名簿情報の提供に係る拒否の申出等)

第7条 市長は、避難支援等関係者に名簿情報を提供する前に、避難行動要支援者に対し、名簿情報の提供の拒否を申し出る機会を与えなければならない。

2 条例第3条第2項に規定する規則で定める方法は、避難行動要支援者等が、避難行動要支援者名簿情報提供拒否届出書（様式第4号）を市長に提出する方法とする。

3 避難行動要支援者等は、条例第3条第2項の規定による拒否の申出を撤回しようとするときは、避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出撤回届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（名簿情報の提供方法等）

第8条 条例第3条第3項に規定する規則で定める方法は、事態の緊急性に照らし、避難支援等関係者その他の者との間での電話、電子メール、ファクシミリ等簡易な方法とする。

2 条例第3条第4項で規定する協定書には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 避難支援活動に関する事項
- (2) 避難行動要支援者名簿情報の提供に関する事項
- (3) 避難行動要支援者名簿情報の管理に関する事項
- (4) 個人情報の保護及び守秘義務に関する事項
- (5) 避難行動要支援者名簿情報の管理の報告等に関する事項
- (6) 協定に違反した場合の措置に関する事項
- (7) 避難行動要支援者名簿情報の返還に関する事項
- (8) 有効期間及び更新に関する事項
- (9) 疑義等が生じた場合の協議に関する事項

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月2日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。